

# 文部時報

昭和五十八年四月  
第一二七一号

特集 文教施策の進展——昭和五七年度の展開と五八年度の展望——

## 概観

- 一 我が国文教の現況……………6
- 二 五七年度の文教施策の動向……………4

## 初等中等教育

- 一 初等中等教育の概況……………10
- 二 新教育課程の実施……………10
- 三 学級編制及び教職員定数の改善……………12
- 四 生徒指導の充実……………13
- 五 幼稚園教育の普及及充実……………14
- 六 特殊教育の振興……………15
- 七 教員の資質向上について……………16
- 八 教科書の検定及び無償給与制度……………18
- 九 同和教育の振興……………20
- 十 公立学校施設の整備……………20

## 高等教育

- 一 高等教育の概況……………23
- 二 大学教育の改善・充実……………25
- 三 国立大学等の整備……………26
- 四 大学入学者選抜方法の改善……………29

## 私学

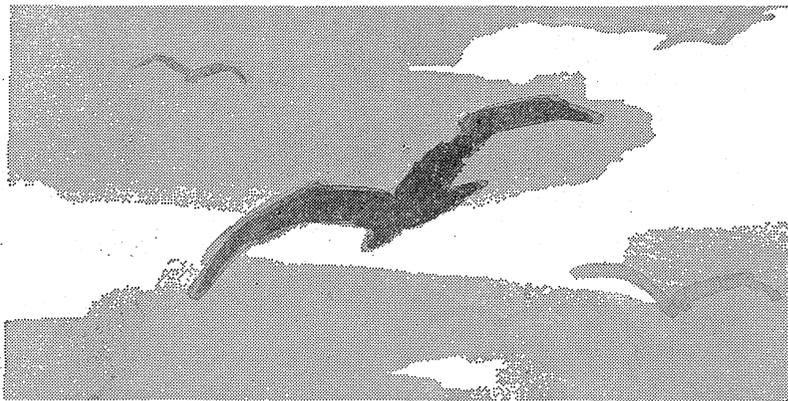
- 一 私立学校の概況……………35
- 二 私学助成の充実……………35
- 三 専修学校教育の振興……………37
- 四 大学院の整備充実……………30
- 五 育英奨学事業の充実……………31
- 六 施設の整備……………32
- 七 ……33

## 社会教育

- 一 社会教育の概要……………39
- 二 社会教育施設の整備……………39
- 三 社会教育事業の充実……………41
- 四 同和教育の振興……………43

## 体育・スポーツ

- 一 体育行政の概要……………45
- 二 生涯スポーツの振興……………46
- 三 国際競技力の向上と国際協力の推進……………47
- 四 学校保健・学校安全の充実……………47



## 文化

- 一 文化行政の概況……………50
- 二 芸術文化の振興……………50
- 三 国語・著作権・宗教……………51
- 四 文化財保護の充実……………52
- 五 文化施設の整備……………53

## 学術研究

- 一 学術行政の概況……………55
- 二 科学研究費の拡充等……………56
- 三 重要基礎研究の推進……………57
- 四 学術交流・協力体制の整備……………59
- 五 国際学術交流・協力事業の推進……………61

## 国際交流・協力

- 一 国際交流・協力の概況……………63
- 二 留学生事業の拡充……………63
- 三 教育・文化の交流・協力の推進……………64
- 四 ユネスコを通じた教育協力等……………66
- 五 外国人に対する日本語教育の推進……………67
- 六 海外子女教育の振興……………68

## 基礎資料

- I 学校教育……………70
- 学校数/在学者数/教員数/女子在学者/女子教育の占める比率/就園率……………70

## 進学率/学校教育人口(在学者数)の推移

- I 社会教育、体育・スポーツ、文化……………75
- 社会教育施設数/社会教育関係職員数/体育・スポーツ施設数/社会体育指導者数/公立文化施設数/国指定文化財……………75

## 学術研究……………78

- III 学術研究……………78
- 研究主体別研究機関数、研究者数、研究費/文部省関係の研究所数……………78

## 国際交流……………79

- IV 国際交流……………79
- 派遣/受入れ/芸術家在外研修員数/留学生数/地域別就学形態別海外在留邦人子女数……………79

## 教育財政……………82

- V 教育財政……………82
- 歳出予算/財政投融资計画/国の予算額に占める文部省所管予算の比率の推移/昭和五八年度文部省所管一般会計予算額の構成/文部省所管昭和五八年度予算額主要事項別表/教育費総額・公財政支出教育費と国民所得との関係/財源別教育費総額/豊かな心を育てる施策推進経費……………82

## 文化財紹介●紙本着色狭衣物語絵巻断簡 (中島 博)

- 名作シリーズ●舞妓(解説 原田 実:95)
- 文部時報昭和五七年度主内容……………93

表紙 渋谷 裕 カット 赤羽根秀一

## 文化

### 一 文化行政の概況

近年、社会的・経済的諸条件の変化を背景として広く国民の間に多様な文化的欲求が高まっている。また、国際化のすう勢の中で高い水準のすぐれた芸術文化が求められている。

文部省においては、国民が等しくかかる芸術文化を享受しうるよう、①すぐれた芸術文化活動の奨励、②芸術鑑賞機会の充実、③地方文化活動の振興等の施策に取り組んでいる。

また、我が国の歴史の中で生まれ、受け継がれてきた文化的遺産を大切に保存し、伝承し、後世に伝えとともに、広くその活用を図っていく必要がある。そのため、各分野の文化財について継続して調査研究を進め、指定・選定の充実を図るとともに、これらの文化財の管理、修理、防災等の保存措置の万全を期することとしている。また、無形の文化財の

記録、伝承のため、施策の充実を図っている。

### 二 芸術文化の振興

優れた芸術文化活動を奨励するための施策として、昭和七年度は、次の各事業を行った。芸術祭は、一〇月～十一月、主催公演、協賛公演、参加公演（作品）を実施し、参加公演（作品）のうち優秀なものに芸術祭大賞・優秀賞を授与した。芸術家の育成のため、在外研修は三三人、国内研修は三八人を派遣した。優れた成果を挙げた芸術家・団体を顕彰するため、芸術選奨（一〇部門につき、文部大臣賞及び文部大臣新人賞）や日本芸術院賞、舞台芸術創作奨励特別賞の授与、優秀美術作品買上、優秀映画・子ども向けテレビ用優秀映画の製作奨励金の交付（それぞれ、一〇本及び五本）などを行った。民間芸術関係団体の行う事業のうち我が国芸術文化の振興に有意義なものに対し助成を行っている。

また、国民の芸術鑑賞機会の充実を図る施策として、昭和七年度は、全国各地で、子ども芸術劇場七七公演、青少年芸術劇場八一公演、移動芸術祭一九一公演の巡回公演を行っ

た。このうち、子ども芸術劇場・青少年芸術劇場においては、オーケストラの離島・へき地公演二〇公演を引き続き実施した。また、巡回美術展は、国立美術館所蔵内外美術名品展及び現代美術選抜展を、合わせて全国七か所で行った。

さらに、地方における文化活動を振興する施策として、昭和七年度は、引き続き、都道府県が行う芸術祭、美術展、巡回公演等や県高校芸術文化祭等の芸術文化事業を補助した。また、昭和五七年七月、栃木県において開催された第六回全国高校総合文化祭に対し補助を行った。昭和五八年度は、山口県で第七回大会が開催される予定である。このほか、公立文化会館の職員等に対する研修や、地方で開催される音楽、演劇、美術の講習会等に対する指導者の派遣を行っている。

### 三 国語・著作権・宗教

(1) 国語関係では、当用漢字表及び同字体表等の改善にかかわるものとして、国語審議会から昭和五六年三月「常用漢字表」が答申された。この「常用漢字表」は、昭和四七年以来八年間にわたる慎重審議の結果のまとめであり、一般の社

会生活での漢字使用の目安となるものである。この答申に基づき、昭和五六年一〇月一日付けで内閣告示・内閣訓令が制定された。

また、昭和五七年三月には第一五期の国語審議会が発足し、「現代かなづかい」の内容上の問題点を中心に、検討を行っている。

#### (2) 中国引揚者に対する日本語教育

昭和四七年の国交正常化以来、いわゆる日中孤児が次々と引き揚げてきている。

この中国引揚者の生活適応の円滑化に役立てるため、昭和五八年も引き続き、中国引揚者が帰国後遭遇する日常の各種生活場面に即した実地的な日本語教材を作成し配布することとしている。

また、この教材を用いて引揚者に日本語教育の指導を行う関係者に対し、必要な指導法の研修を行うこととしている。

(3) 著作権関係では、私的録音・録画問題や貸レコード問題など現行著作権法制定以後における新しい著作物の利用手段の開発普及等に伴う著作権制度上の課題に対応するため、これらの問題の緊急性等諸事情を勘案し、①著作物の複製物

の貸与の取扱い及びこれと関連して映画の頒布権の見直し、

②「①」の事項と関連し、貸レコードに関する実演家、レコード製作者の権利の取扱い、③著作権法第三〇条（私的使用のための複製）の明確化等、④隣接権条約への加入、の事項を対象として著作権法の改正等の作業に着手することとなり、著作権審議会における審議を行っている。

また、コンピュータ・ソフトウェアを著作権制度により保護することとした場合の問題点等の調査研究を行うため、著作権審議会第六小委員会を新たに発足させた。

(4) 宗務行政関係では、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導、宗教法人の管理運営の適正化を図るための研修会の開催・資料の作成、宗教法人の活動等に関する調査の報告書を作成するとともに、宗務時報・宗教年鑑を発行した。

また、昭和五八年度からは、宗教法人及び都道府県の宗教学務担当者のための研修会を充実させて行うこととなっている。

#### 四 文化財保護の充実

昭和五八年三月一日現在、文化財保護法に基づき、国が指定・選定している文化財は、重要文化財（国宝を含む）一万一、一四七件（美術工芸品九、一九一件、建造物一、九五六件）、史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）二、三四五件、重要無形文化財保持者各個指定五〇件・総合指定七件、保持団体一件、重要有形民俗文化財一四五件、重要無形民俗文化財一一七件、重要伝統的建造物群保存地区一九地区となっている。このほか、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能が、選定保存技術として三九件選定されている。

昭和五七年度においては、国宝・重要文化財に指定された建造物、美術工芸品や重要伝統的建造物群について、文化財保護の実効を確保するため、計画的に保存修理や防災事業を行うための補助金及び国指定文化財の管理の万全を期するため防災設備の保守点検、小修理等文化財の維持管理のための補助金を計上し、これらの事業について助成を行った。さらに、国宝・重要文化財等（美術工芸品）の散逸を防止し、海

外流出を避ける等のため、国において買上げを行った。

史跡等については、歴史的に由緒のある史跡等の整備を促進するよう史跡等保存整備事業に対する補助金、さらに史跡等の保存のため、土地を公有化し、遺構の保存、活用を図るよう地方公共団体の行う史跡等の買上げについて補助金を計上した。また、特別史跡平城宮跡および飛鳥・藤原宮跡等の発掘調査および整備を実施した。

埋蔵文化財については、都市化の進展、開発事業の急速な増大に伴い、その保存が各地で問題になっており、これに対応するため発掘調査に対する補助金を計上し、助成した。

また、天然記念物（カモンカ、ツル）の食害が大きな社会問題となっているため、幼樹保護、保護柵設置、捕獲、保護管理施設設置等の事業に対する補助金を行った。

重要無形文化財について保存団体が行う後継者養成等の事業および重要無形文化財保持者に対して特別助成金を計上したほか、公開事業への補助金を行った。

民俗文化財については、方言、民謡等各種調査を補助事業として実施するとともに、重要有形民俗文化財の保存修理、防災等の事業に対する補助金、地方公共団体が行う地域伝承

活動や記録作成等伝承のための補助金を計上して助成を行った。

また、文化財の保存に不可欠な文化財保存技術について、その伝承に必要な後継者養成等の事業に対する補助金を行った。

昭和五八年度においては、昭和五七年度に引き続き、文化財の保存・活用の事業の充実に努めることとしている。

#### 五 文化施設の整備

##### (1) 国立文化施設の整備

文化の振興には各種の文化施設が重要な役割を果たしているが、昭和五八年三月現在、国立の文化施設としては、博物館三館、美術館四館及び国立劇場があり、昭和五六年度におけるこれらの施設の入場者総数は約三八二万人となっている。また、新しい国立文化施設として国立能楽堂（東京都渋谷区）及び国立文楽劇場（大阪市南区）の建設を進めてきたが、それぞれ施設は昭和五八年度内に完成をみるはこびとなり、両施設とも昭和五八年度内に開場する予定である。

また、オペラ、バレエ、現代舞踏、現代演劇等の舞台芸術

の殿堂となる第二国立劇場（仮称）については、かねてから関係方面より強い要望があり、昭和四六年度に調査費を計上して以来設立準備を推進してきたが、昭和五八年度には、環境整備に必要な経費を計上するなど、引き続き設立準備事務を推進することとしている。

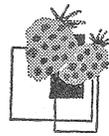
## (2) 地方文化施設の整備

地方文化施設については、従来から文化会館、歴史民俗資料館等の公立の文化施設の建設について地方公共団体に対して補助を行っている。

音楽堂、劇場、美術展示場等の機能をもつ公立文化会館は、地域における芸術文化活動の拠点として重要な役割を果たしているが、昭和五七年度には、二一館について補助金を交付した。これにより、補助金の交付を受けて設置された文化会館（固定席五〇〇席以上のホールをもつもの）は、二四五館となった。

また、歴史民俗資料館は地域社会の民俗文化財、歴史資料、考古資料を収集、保存、活用するための施設であるが、昭和五七年度には三五館について補助したほか、埋蔵文化財調査センター八館に補助金を交付した。これにより補助金の

交付を受けて設置された歴史民俗資料館は三四〇館、埋蔵文化財調査センターは一九館となっている。



特集 教育課程の創意工夫

教育課程運営の今日的課題

辰野 千寿

座談会

ゆとりのある充実した学校生活の実現をめざして

(出席者) 奥田 真丈・北尾 倫彦・檜山 郷子

鈴木誠太郎・加地 正義

(司会) 熱海 則夫

豊かな人間性の育成を目指す教育課程

河野 重男

学習指導改善の視点

齋藤 義光

解 説

教育課程の現状と課題

中島 章夫

事例紹介

青森県立三戸高等学校

奈良県教育委員会

台東区立蓬萊中学校

栃木県南那須町立江川小学校

▽去る三月に二年間の任期を終えて解散した第二臨調の審議の過程で、文部省の名称を「文化学術教育省」にしたかどうかという案が出て、話題になったことがある。その結果はともかくとして、文部省の所掌事務は、教育、学術、文化の各分野にわたる非常に広範なものとなっており、文教行政もこの広範な諸領域にわたって展開されているわけであるが、五七年度のゼロシリング、五八年度のマイナスインフリングに象徴されるように、その推進源ともなるべき国家財政は、目下のところ極めて厳しい状況にある。  
▽しかしながら、「教育は国家百年の大計」とも言われるように、教育、学術、文化の振興を図ることは国政の根本でもあり、現下の厳しい財政事情の下においても、長期的展望の下に、地道な努力が必要とされる。  
▽本号は、文部省が出している、いわゆる教育白書がほぼ五年ごとということもあって、昭和五七年度における文教施策の展開を中心に、五八年度の展望を含めて、文教行政全般にわたる最近の動向を盛り込むよう努めたつもりである。昨年に続いての試みであるが、今後とも徐々に内容を充実していきたい。

(企画室)

MEJ 61 月刊 「文部時報」 4 月 号 第1271号

著作権  
所有

文 部 省

昭和58年4月5日 印刷  
昭和58年4月10日 発行

発行所 株式会社ぎょうせい

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)

振替口座 東京9-161番

印刷所 株式会社行政学会印刷所

定価 250円 (〒50円)

年間購読料 3000円 (〒共)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にお願いします